

○ 信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第十一号）

改正案	現行
<p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。</p>	<p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。</p>

一 各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

(銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第三条 規則第六十四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～五 (略)

六 リース業務(自己又は自らを子会社とする金庫(信用金庫又は信用金庫連合会をいう。以下この号において同じ。))若しくはその子会社(自己を除く。)が営むものに限る。)に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(自己がリース業務を営まない場合にあつては、金庫の子会社(信用金庫連合会にあつては、銀行又は保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)を除く。)であるリース業務を営む会社の子会社として営む場合に限る。)

一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

(銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第三条 規則第六十四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～五 (略)

六 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。)

七  
(略)

七  
(略)